

外洋艇登録に関するガイドライン

(1) 現状

平成 15 年 4 月現在で、NORC 時代から通算して約 6130 艇のセール番号が発行されましたが、過去の発行台帳は残っているので、登録時のセール番号とその所有者、会員番号、登録日、艇種、所属ハーバーなどの過去のデータは把握できている。過去に抹消されたセール番号を再発行した例は、旧オーナーの買換えによる継続登録以外にないため、その例は非常に少数である。

過去にセール番号が重複されて発行された例は、

(イ) 艇の売買時に旧セール番号を剥がさずにそのまま売却し、売却オーナーが新たに購入した艇に旧セール番号を再び使用した場合。

(ロ) NORC の会員にならずに、好きなセール番号を使った。

(2) 外洋艇登録規則制定の基本的な考え方

セール番号を艇体の識別番号として機能させ、常に艇を迅速に把握、識別することにより、安全な運行および管理体制を確保すること。

セール番号の重複発行を避ける規則であること。また、過去に発行された重複セール番号を徐々にでも解消する規則であること

どうしても同じ番号を再使用したいというオーナーのために、艇が売却されてゆく過程で、旧セール番号を剥がすことを条件に特例を認めること。

(3) 平成 14 年 4 月からの規則

セール番号は基本的に艇と共に付いて回る、したがって、艇を売却する場合は艇とセール番号を一体で譲渡する。

特例として、どうしても旧艇のセール番号をそのまま使いたい場合には、オーナーの希望によりセール番号を再使用するわけであるから、セール番号の二重発行が発生しないための有効な手段として、重複の発行がないことを証明するために、自己負担にて旧セール番号を剥離したことを証明すること、および課徴金を支払うこととした。

(本件については平成 14 年 9 月 1 日から施行)

新セール番号を付与する場合は JPN × × × × 型式とする。

以下に具体的な事例による艇登録(セール番号の付与)に付いての対応を記述しますが表の中での新規登録費用は JSAF(日本セーリング連盟)への納入金額でこのほかに各加盟団体の手数料最大 2000 円(各団体で異なる)が別に徴収されることもあります。(年度更新料は JSAF への納入 3000 円で団体手数料はありません。)

(4) 具体的な事例による J S A F の対応と費用

条件	J S A F への登録費用
<p>現在有効な J S A F 登録艇（登録セール番号あり）を所有し、艇を買換えする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新艇を購入し新番号が欲しい ・有効な登録（セール番号）の付いた艇を購入しそのままそのセール番号を使う ・中古購入艇にセール番号があり、現有効登録でなくとも過去の台帳に記載されている艇 ・中古購入艇のセール番号が台帳に記載されている艇と違う ・売却艇の旧セール番号を継続したい <ul style="list-style-type: none"> ・売却した艇からセール番号を剥がした証明があればそのまま旧番号が使える ・売却した艇からセール番号を剥がした証明がなければ、 ・中古購入艇のセール番号が気に入らず新番号が欲しい 	<p>売却艇の登録抹消は必ず行う</p> <p>3000 円（新番号付与）</p> <p>3000 円（セール番号再登録、所有者変更）</p> <p>3000 円（セール番号再登録および所有者変更）</p> <p>3000 円（新番号付与、旧番剥離）</p> <p>50000 円（旧番号で登録）</p> <p>3000 円（新番号付与のみ）</p> <p>3000 円（抹消登録、新規登録）</p>
<p>現在艇を持たず、新規に購入する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ に同じ ・ 	
<p>大昔の自艇のセール番号を使用したい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昔の自艇のセール番号が使われていない証明ができる ・昔の自艇のセール番号が使われていない証明ができない 	<p>50000 円（旧番号で登録）</p> <p>3000 円（新番号付与、もしくは艇に付いている番号）</p>
<p>現在有効な登録セール番号ではないが、艇にセール番号が付いている N O R C 時代からの古い艇を今回改めて登録したい場合（旧登録の中古艇を購入した場合も同じ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去にセール番号が登録されていたのと同じ艇で J S A F 台帳で確認できる場合 ・既に番号が登録されている場合 	<p>3000 円（再登録所有者変更）</p> <p>3000 円（旧番剥離、新番号</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・同じ艇ではない場合（昔の売却時に旧番号を使い二重登録の可能性がある） 	の付与） 3000 円（旧番剥離、新番号の付与）
現在有効なセール番号を持っていない（パイパン艇）場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新登録と新セール番号 ・ 新登録とセール番号に希望がある 	3000 円（新番号付与） 3000 円（新番号付与の順番待ち、ただし過去の番号は付与しない）
意図的に自艇に良い番号を付けて、購入時に付いていたと言いつ張る場合も考えられるが過去の登録台帳艇と同じでなければ と同じ扱い	

加盟団体事務局への御願い

- 1) 重複番号の可能性がある艇について、セール番号を剥がし新番号を付与する、また今後の艇買換えのケースについても旧セール番号にこだわる艇を救済するものの、原則的には行って欲しくないために、5万円の特別課徴金を課すのは止む終えない事として説明していただきたい。
- 2) 会員の所有艇について、罰則規則は無いものの、必ず艇登録を行うよう指導してください。またセール番号を入手した後の毎年の登録更新を必ず行うよう指導してください。
- 3) 連盟会員になっていない艇の所有者にたいし出来る限り、メンバー登録と艇の登録を行うよう、勧誘してください。